

高齢者の投資について

～注目される政策や金融機関の取り組みなど



令和7年7月28日
株式会社資本市場研究所きずな

高齢者の投資に関わる論点について

我が国における高齢化社会の進展に伴い、金融資産の高齢化も認識されるようになってきた。2024年12月末で2,230兆円ある個人金融資産の約5割強が65歳以上に保有されており、2035年には75歳以上が保有する金融資産の割合は3割に達するとの予測もある。

また長寿化が進むにつれてライフプランニングにおいても資産寿命延伸の必要性が強まっている。

この為、高齢者ができるだけ長い期間において投資を活用していくことが期待されているが、一方では高齢者特有の様々なリスク要因を顕在化させる可能性も指摘されている。

現時点の高齢者投資を巡る主要な論点は以下のとおり。

◆リスク許容度の変化と資産運用の課題: 高齢者自身の収入や資産内容によって投資のリスク許容度は大きく変わる。例えば、退職金や確定拠出年金(DC)の運用満了等のまとまった資金を受領する時期、就労収入が継続する

時期、年金収入が主となる時期等でリスク許容度は異なる。加えて個人の健康維持に係るコストや介護の必要性などの支出面の状況を加味した上で、それぞれが可能な時期まで金融資産の投資運用を行うことで資産寿命延伸に取り組むことが必要となっている。

◆資産取り崩しの必然性: 高齢者の就労終了後は何らかの資産取り崩しが必要になってくるが、資産取り崩しに対しては抵抗感もあり、高齢者は消費活動を制御する傾向が強い。高齢者が安心して豊かな老後生活を送るためには、可能な範囲で投資による資産延伸を図るとともに、個々が必要とする資産取り崩しを想定したキャッシュ・マネジメントが必要となっている。

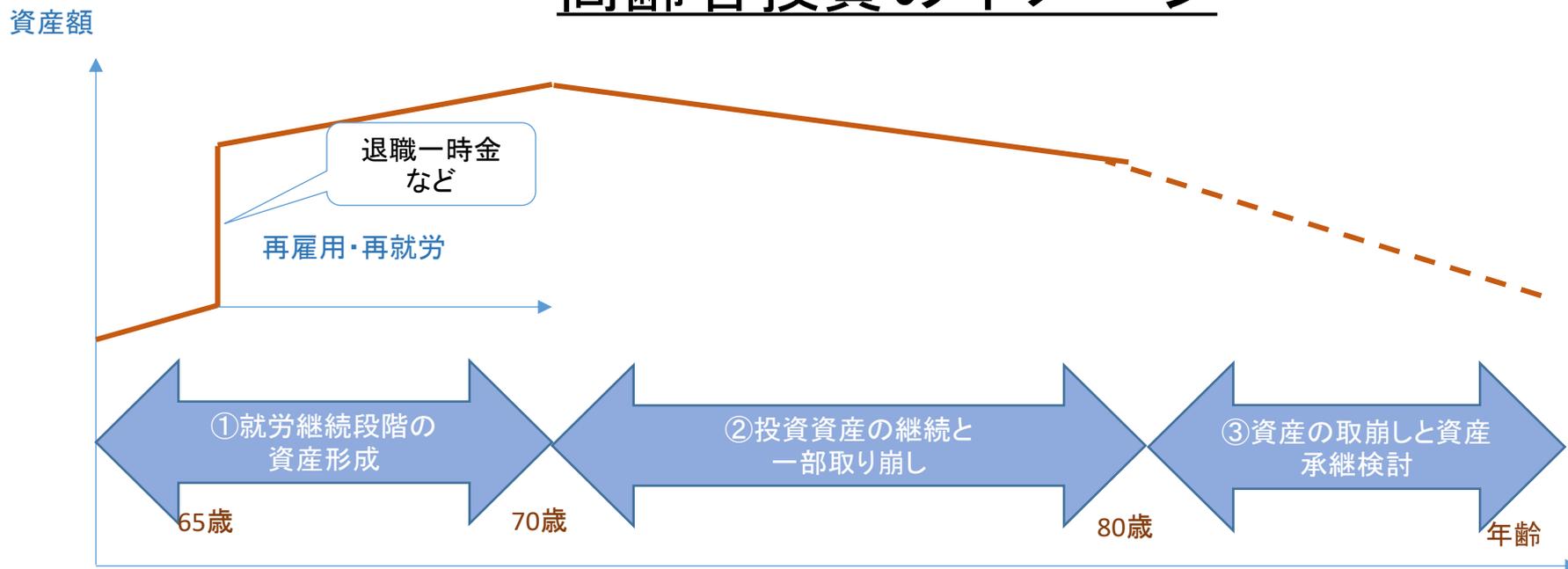
◆安全で有効な投資環境の整備: SNSを利用した投資詐欺だけでなく高齢者をターゲットにした金融・投資詐欺も巧妙化している。また、金融商品も多様化しており、社会情勢や投資環境に合わせた高齢者向け金融リテラシーの向上が必要となる。制度として金融経済教育推進機構(J-FLEC)による高齢者向け金融教育の充実や、金融

ジェロントロジーの考えを包括した民間金融機関による高齢者投資を支える金融サービスが期待されている。

◆認知機能低下と金融行動への影響:大和総研の推計によると、2023年度末時点で認知機能の低下で生活に支障がある者の金融資産は約126.6兆円、軽度の障害がある者では約167.7兆円と試算されており、両者の合計は約294.3兆円に達し、これは家計金融資産全体の1割を超える。さらに、2035年度末には、それぞれ約221.9兆円、約251.8兆円に増加すると予測されており、金融行動への影響が懸念されている。

◆老後生活に密着した資産利用と資産継承:リバースモーゲージに限らず不動産と投資資産を合わせて資産全体を活用していくことが高齢者にとって理想である。また、相続や寄付などの資産継承を検討するタイミングもライフプランニングの上で重要になっている。

高齢者投資のイメージ



高齢者が安心して資産の有効活用を行う為の環境整備

退職準備のための
iDeCo一時拠出

DC運用期間
の延長

家族サポート証券口座

プラチナNISA(今後、検討予定)

高齢者向け信託サービス
(家族信託・高齢者向けラップサービス等)

望まれる高齢者向け金融投資教育と中立的アドバイザー機能

高齢者投資に係る制度整備について

2024年6月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」では高齢者投資に係る主な事項として以下が示された。

◇私的年金制度の利用拡大 : iDeCoの加入可能年齢の引き上げ、拠出限度額及び受給開始年齢の上限引き上げの検討、手続きの簡素化や中小企業が利用しやすい制度の導入の周知など。

◇資産形成の支援: NISAの適切な活用、金融業界や金融経済教育推進機構(J-FLEC)と連携し、ライフプランやライフステージに応じた資産形成の支援など。また、中小企業退職金共済制度の普及促進など。

◇金融リテラシーの向上: 金融商品の適切な選択を促すための教育や認定アドバイザーの普及・支援。

◇金融経済活動における支援 : 認知機能の低下に備えた金融トラブル防止策や、AI技術を活用した経済取引の

判断能力のサポート。金融取引における代理制度の活用促進。 など

上記を受けて、日本証券業協会は2025年2月に認知判断能力等の低下した顧客への対応として、「家族サポート証券口座」を公表した。本人と配偶者や子供などの間で任意代理契約を利用することによる極力シンプルな仕組みを目指したもので、代理人による代理取引や出金目的を証券会社が確認し、金銭の引出しを本人名義の金融機関口座とすることで、代理人による代理権の濫用を防止する仕組みとなっている。

また、今年度通常国会において成立した改正確定拠出年金法では、iDeCoの加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げ、企業型DC(2022年5月より70歳未満まで引き上げ済み)についてはマッチング拠出額を事業主掛金以下とする規制も撤廃するとした。(公布から3年以内の施行)

最近、マスコミで話題になっているプラチナNISAについては、4月に自民党議員連盟が公表した「資産運用立国2.0

に向けた提言」において、高齢者が安心して長生きできる社会を金融面から支えるための環境整備という文脈の中で示されたもので、物価上昇の下でも投資のメリットを受けつつ、生涯にわたって計画的に運用資産を活用して生活に充てることができるよう、高齢者に限定して対象商品の拡大・スイッチング解禁を図るとされている。

さらに4月からは、金融審議会において新NISA導入後の検証が始まっており、今後の制度・運用上の課題・改善点が議論されている。高齢者投資に関しては、英国ISAを参考に、NISAで積立てた資産をよりリスクが低い商品に切り替えることができるよう、NISA口座内のスイッチングについて検討すべきとの意見が出されている。

全世代にNISAの効果を及ぼすべきとの考え方もあって、子どもNISA導入も含め早ければ年内に考え方をまとめ、来年度の税制改正要望に取り入れる可能性もある。これまでのNISAは資産形成目的であったが、高齢者においては一部資産の取崩しも想定しなければならない。

このため、一部のマスコミ報道では毎月分配型投資信託利用の可能性も報じられている。但し、投資信託の中に老後資金のキャッシュ・マネジメント的機能をどの様に

取り入れ、分かりやすく投資家に説明するかということが課題になるとと思われる。

なお、高齢者に対する投資商品の勧誘については、2013年12月に日本証券業協会の「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」が定められ、概ね75歳以上の高齢者に対し年齢に応じた投資判断能力等の確認や勧誘商品の限定、アフターフォローなどが求められ、2021年8月からはその強化が図られている。

判断能力低下等への投資・金融取引対応

プラチナNISA検討の背景 (2025年6月時点)

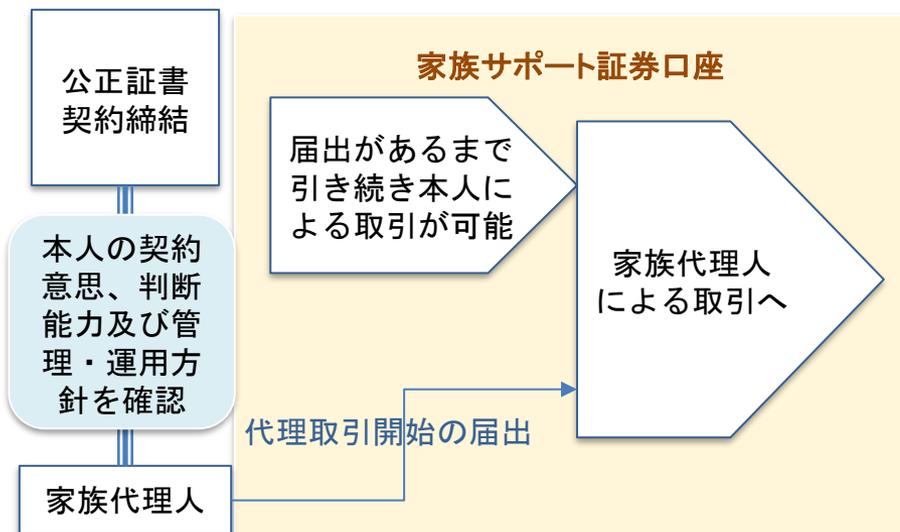
	家族サポート証券口座	予約型代理人	家族信託	成年後見制度
必要事項	既存口座で代理人を届出		信託口座を開設し金融商品選択	裁判所に申し立て
公正証書	必要	不要	必要	---
売却・換金	可	可	可	可
買付け	可	不可	可	不可

中間層の高齢者投資を想定

インフレに負けず資産延伸

高齢者向け別枠で非課税投資枠が必要（プラチナNISA）

家族サポート証券口座の概要



今までのNISAで運用した投資資産の引き継ぎを可能に(スイッチング)

運用資産の一部取崩しを想定

※NISAの成長投資枠においては、既に隔月分配型投資信託の利用が可能

※一部証券においては、保有する投資信託の定期・定額取崩しサービス有り

※ファンドラップを活用し、定額給付金を自ら決める信託商品有り

注目されるターゲット・デート・ファンド

老後資産形成の為のDC運用や高齢者による投資手段として、ターゲット・デート・ファンド(TDF)が注目されている。このTDFの最大の特徴は、個人の年齢や退職日といった「ターゲット・デート」に合わせて、運用ポートフォリオにおけるリスク配分を自動的に調整する機能にある。

例えば、年齢の若い時期は株式などのリスク性資産の配分比率を高く設定し、ターゲット・デートが近づくに従ってリスク性資産の割合を徐々に低下させ、債券などの安定資産の配分比率を引き上げていく機能で、自動的に資産のリバランスが実行される。この調整機能は2パターンあり、ターゲット・デートにアセット・アロケーションの変更を停止し、その後は、債券や短期金融資産に投資するもの(To型ファンド)と、変更停止時点をターゲット・デートから数年後に設定し、その後もリスク調整を継続するもの(Through型ファンド)に分かれている。

TDFの運用資産額は、モーニングスターによると2024年に全世界で4兆ドルを超えており、特に米国においては401K(確定拠出年金)やIRA(個人退職口座)の運用中核

を為す投資商品となっている。これは、2006年において成立した年金保護法で、「適格デフォルト商品規則」が導入され、かつ事業主の受託者責任が明確にされたことの影響が大きい。同規則においては、MMFや元利保証商品は長期的な資産形成を目的とするデフォルト商品としては不適切であるとの見解が示され、TDFのようなリスク性資産を含む商品が推奨された。

TDF資産の成長に関するモーニングスターの報告数値によると、2024年末まで過去15年間で年率30%以上の急激な成長を続けているが、大手運用会社への集中も進んでいて、資産シェアではVanguard 35.85%(パッシブ運用)、Fidelity 17.95%(パッシブ及びアクティブ運用)、American Funds 16.25%と3社で7割を占めている。この成長分野において運用会社各社の競争が激しいこともあって、2015年に0.55%だった資産加重平均の信託報酬は、2024年に0.29%と過去最低を記録した。

日本では2018年の改正確定年金法によって、企業型DCではデフォルト商品を指定する指定運用方式が整備されたものの、加入者自身の運用指図が原則の為、あくまで

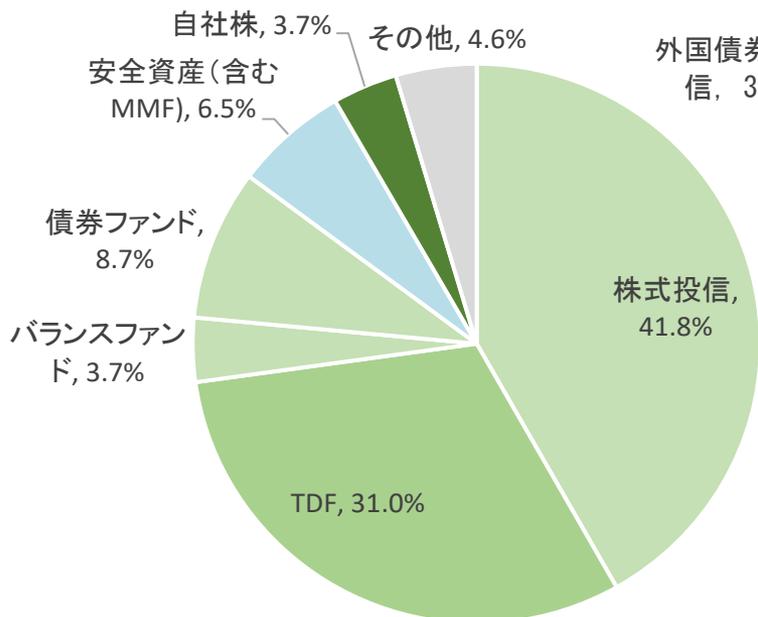
例外的・一時的なものとして位置づけられている。また、デフォルト商品を企業が指定した場合、企業側の受託者責任を問わないセーフハーバー規程が明確でないことも指摘されている。この結果、米国では87%のプランにおいてTDFがデフォルト商品として設定しているのに対して、日本では10%程度に留まっている。ただし、DC資産全体におけるTDFの比率は増加を続けており4割近くになっている。

老後資産形成や高齢者投資に適した金融商品としてTDFは評価されているが、その商品性に関しては次の様な論点もある。

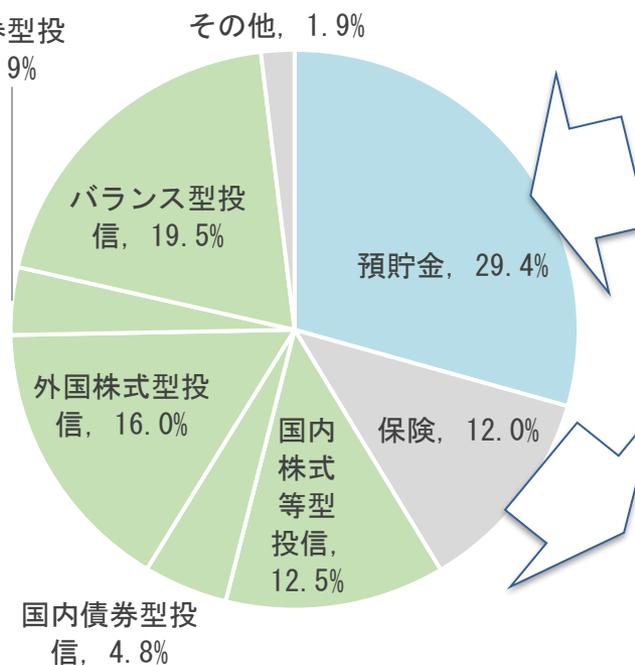
- ✓ 株式への配分比率: ターゲット・デート以降は、株式資産がゼロに近づくが、長寿やインフレリスクなどから、株式配分比率はむしろ増やすべきとの一部アナリストの指摘がある。
- ✓ 資産の適切な配分: 株式配分の大きさは過度なリスクテイクではないかとの指摘がある。一方、ターゲット・デートに期待する資産額とリスクテイクの関係について、個人に分かりやすく示す必要もある。

- ✓ パーソナライズへの配慮: TDFのポートフォリオに対する自動調整機能について、保有資産、収入、教育水準、個人のリスク許容度など、その他の要素も考慮すべきという主張もある。

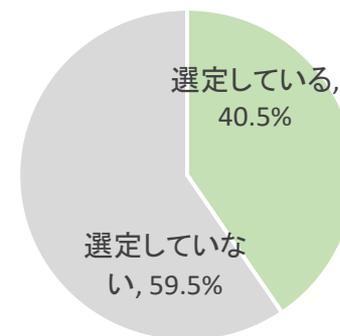
米国 401 (K) プラン資産配分 (2020年末)



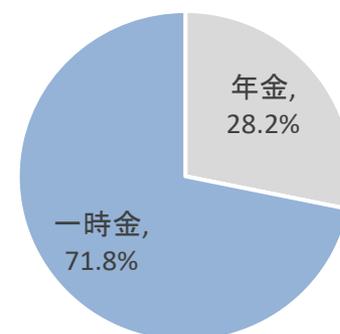
企業型DCの運用 (2022年3月)



指定運用方法の選定 (2021年3月)



企業型DC受給方法 (2022年3月)



● 同色系の部分はリスク性投資資産

※社会保障審議会 企業年金・個人年金部会資料2023年6月より作成

ウェルビーイングの為に高齢者投資を支えるもの

高齢者のウェルビーイングの為に金融資産延伸を図る投資が理想で、その為には可能な時期まで投資を行うNISAの活用やiDeCoの投資枠拡大など税制優遇の制度整備は、高齢者投資を支えるものとして超高齢化社会を迎えた我が国に適している。

課題となるのは、資産の取り崩し段階に入ったときの投資継続と高齢者の生活に必要な資金確保のバランスであるが、個々の生き方や多様な価値観・健康状況を踏まえて、制度や金融サービスを効率よく活用していくことが重要になる。

また、複雑で多層的な制度や多くの金融サービスの中から、自分のウェルビーイングの為に投資と資産活用ストーリーを組立ていくが必要ある。現状を見直してみると、その為には高齢者向け金融教育・投資相談や、必要情報を取得し簡単なシミュレーションを行うための高齢者向けデジタルデバイス解消支援などが望まれる。加えて、高齢化が進む段階で、医療や介護などといった生活・健康支援も

必要で、この分野の支援では、地域社会との関係がより密接になっている。

◇見える化：就労を終えた後の収支を想定して必要な金融資産を形成するための投資と、金融資産の取り崩しなど個人のキャッシュマネージメントを見える化する必要があり、その為には個人の情報や投資商品などの情報を集約したプラットフォームが望まれる。これは現在の年金ネットの情報に私的年金や金融商品の情報やシミュレーション機能を加えたイメージで、欧州などで利用されている年金ダッシュボードに類似しており公的機関による運用が求められる。

◇長期運用計画の策定：個々の生き方に合わせた資産形成や運用計画を策定することが重要で、これを支援するのは高齢者向け投資サービスを提供する証券会社や金融機関、IFAに加えて、J-FLEC認定アドバイザーなども考えられる。

◇資産取り崩しパターンの想定：個々の生き方・健康状態の想定に合わせた金融資産の取り崩しパターンを想定

する必要がある。上記と併せて運用とキャッシュマネジメント機能をもつ既存商品としては、年金商品や信託商品があるが、毎月・隔月分配型投資信託も使い方によっては同様の機能をもっている。

※なお、個人の健康状態の変化によっては、これらの運用計画や取り崩しプランの修正が行われることが望ましい。この健康状態判断は、ケアマネージャーや医療・介護施設、地方公共団体など高齢者の生活を支える地域社会との連携が必須となる。

◇代理人の選定：将来の介護や痴呆症の発症リスクを想定して、金融資産の運用・管理に対して代理人や法的後見人を前提とした金融サービスも増えてきているが、ウェルビーイングを全うするためにも必要だろう。

◇分与・相続・寄付の検討：自分の生き方や地域社会への貢献としての寄付や、親族への分与・も想定される。

以上のプロセスを円滑にかつ低コストで提供するためには、個人情報を集約し、個々の運用に合わせたリスク分析を行った上で、情報提供を可能とする公的プラットフォーム

機能整備が期待される。

高齢者のウェルビーイングの為に望まれる機能や連携イメージ

